

■政府・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に基づき、再診のみならず初診患者の**電話診療**を始めました。

当院では、**当院かかりつけの再診の患者様はすべての症状に、初診の患者様は風邪・感冒様症状にのみ、電話で対応**致します。

<再診の患者様の電話診療の際の注意点>

1. 当院に電話（0138-41-1221）の後、医師が患者様に折り返し電話して、診療を始めます。
2. 処方箋は特定の薬局にFAXで流します。お薬が出来たら直接その薬局からお電話があります。お電話が来ましたらお薬を取りに行ってください。
3. 処方箋の有効期限は**当日を含め4日間**です。向精神薬を含む場合、処方日数は30日間を上限とします。
4. 当院の支払いは未収にしますので、後日ご精算下さい。

<初診の患者様の電話診療の際の注意点>

1. **風邪・感冒様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・頭痛）のある患者様のみ対象**にします。他の症状がある場合は、一度お電話でご相談下さい。
2. 当院に電話（0138-41-1221）して頂き、詳しい症状等をお伺いします。
3. その後、看護師、医師が患者様に折り返し電話して、診療を始めます。
4. 処方箋は特定の薬局にFAXで流します。お薬が出来たら直接その薬局からお電話があります。お電話が来ましたらお薬を取りに行ってください。**被保険者証（医療保険証）は薬局にて確認させていただきますので薬局窓口にお出し下さい。**
5. 処方箋の有効期限は**当日を含め4日間**です。処方日数は**7日間**を上限とします。向精神薬は処方できません。
6. 当院の支払いは未収にしますので、後日ご精算下さい。お支払い方法は薬局で受け取った受付票のバーコードを院内の自動精算機にかざしてお支払い下さい。クレジットカードでのお支払いも出来ます。
7. したがって、当院に来られそうもない遠方の方は、電話診療をお断りする場合もあります。